

令和二年 秋 発行
完全予約販売

第七輯（平成二〇年発行）に続く、十二年ぶりの新刊
市指定文化財「名張藤堂家文書」を解説した郷土資料

予価 二五〇〇円

名張市史料集「第八輯」

編集 名張古文書研究会
発行 名張市立図書館

【第八輯 内容】

名張藤堂家南勢領に関する文書

名張藤堂家の創始者、藤堂宮内小輔高吉が、四国の予州今治城から、寛永十二年の国替えによって幕府から二万石を賜り、伊勢国へ転封を命じられたことから始まります。この伊勢領は、榊田川と祓川を挟む三角州（現在の松阪市と明和町の一部）にあり、一面が平坦な平野で、陣屋などを築くことに適さなかったため、陣屋は伊賀国名張に置かれ、遠隔地からの領地支配ということになりました。そこで便宜上、出間村の西川家に代官所が設けられ、行政執務が行われました。当地は肥沃な水田地帯の平坦地にあるとはいながらも、代官所があった出間地区辺りは若干の微高地となっていて、常に水不足に悩まされ、村民は窮乏に陥っていました。見かねた初代代官、福井文右衛門は、祓川堰から水を引くため、障害となっていた伊勢神宮所管神社の境内に、無断で水路を通すという行為に出ました。そして通水を成し遂げた後、神域侵犯の責を取って自刃して果てるという自己犠牲的な、不幸な出来事も生み出しました。

【予約期間 令和二年八月三〇日（日）まで】

また、名張陣屋から離れた領内支配という脆弱さを幾分解消するために、二万石のうちの五千石分を、津本藩の名張の領地と交換するという事も図られました。やがてこの南勢領は、享保騒動以来返上されて、本藩の蔵入地として名張の給地ではなくなり、改めて本藩から禄が出されるようになります。名張領分についても、高虎以来の領分から名張藤堂家へ、更にまた本藩の蔵入地への鞍替えと二転三転したことから、領内行政に齟齬など起こさないように、文政年間に細かなルール作りがなされ、「先般諸事取扱覚」として纏められています。なお、享保期以降も、旧領内である南勢地域の行政運営については、引き続き名張からも関わりを持ち続け、その間の代官所における「南伊勢諸事覚書帳」、「勢南役用録」、「検地帳写」、「御松林地面改帳」、「御枝打日々出夫松葉束数出来覚帳」等、名張側と領地間との交換記録が多数含まれていて、本編の中心文書となっています。

<キリトリ>

<申込用紙> 名張市史料集「第八輯」の購入を申し込みます。

御名前		※受付
御住所	〒	
御電話	() -	
申込冊数	◎2,500円× 冊 = 円	